十　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～71　略］	［1～71　同左］
72　削除	72　(1)　長野県小諸市赤坂１丁目６番３号　(722.30) (2)　長野県上田市生田字浜地2709番地　(548.30) / 北緯36度19分35秒東経138度25分29秒の地点と北緯36度21分49秒東経138度17分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［73　略］	［73　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十一　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～268　略］	［1～268　同左］
269　削除	269　(1)　長野県駒ヶ根市上穂北１番12号　(739.20) (2)　長野県上伊那郡中川村大草4967番地５　(842.40) / 北緯35度44分20秒東経137度56分03秒の地点と北緯35度37分58秒東経137度57分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［270～384　略］	［270～384　同左］
［2・3　略］	［2・3　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	